

### Ⅲ Q&A

#### Q 1. 申請したら、必ず全員に支給されますか？

A 1. 支給要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定したときに支給されます。

#### Q 2. 対象となる学校は？



A 2. ・国公立私立の高等学校（専攻科を含む） ・中等教育学校後期課程  
・高等専門学校（1年生～3年生） ・専修学校高等課程  
・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、  
①理容師、②美容師、③准看護師、④調理師、⑤製菓衛生師  
の国家資格者養成課程の指定を受けたもの

#### Q 3. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 3. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち1年間の所得に応じて決まる税額のことです。  
(収入や所得とは異なります。)



◆ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、以下の書類で確認することができます。

○課税証明書（市町村役場で発行）

○市民税・道府県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)

○住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

※源泉徴収票では確認できません。

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

#### Q 4. 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 4. 確定申告をしていない場合（課税証明書の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の欄が「\*\*\*\*\*（アスタリスク）」になっており、備考欄に「被扶養者」とある場合）、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受け、申請期間内に申請手続きを行ってください。



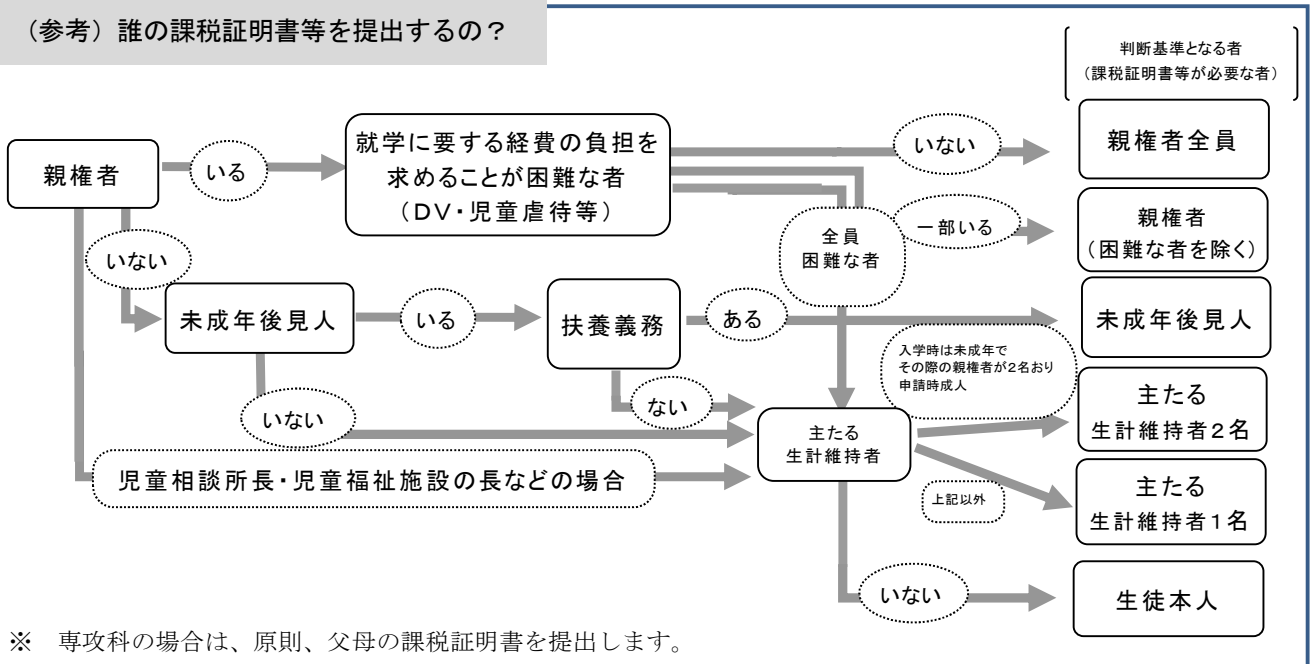
#### Q 5. 課税証明書等はいつ提出するのですか？

A 5. 課税証明書等は申請の際に申請書等と併せて提出します。

#### Q 6. 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 6. 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等と同居していても、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2人分のみ提出してください。

(参考) 誰の課税証明書等を提出するの？



Q 7. 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 7. 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 8. 基準日に休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 8. 休学が病気その他やむを得ない理由によるもので、休学期間が6か月以内かつ年度内の復学が認められる場合は支給対象となります。詳しくは学校へお問い合わせください。

Q 9. 給付金支給後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A 9. 支給は基準日で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などによる給付金の支給及び返還は行いません。

Q 10. 申請者が外国籍の場合は対象になりますか？

A 10. 支給要件を満たし、かつ、保護者等が鹿児島県内に住所を有していれば対象になります。在留資格ごとの支援対象となる世帯については、下表で確認してください。

※ 県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県に申請してください。



(参考) 国籍・在留資格ごとの支給対象となる世帯

区分	該当例	在留期間	その他要件	支給対象となる世帯
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	—	新制度
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	—	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国在留邦人等）	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	将来永住する意思があると認められた者	
			上記以外	旧制度
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	新制度
			上記以外	旧制度
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	在留資格が留学の令和8年度新入生以外	旧制度

※ 在留資格の取得・変更・更新は、すべて法務大臣の許可が必要。

※ 外国人学校の生徒等は、国籍・在留資格等が上記の①～⑥いずれであっても、旧制度のみ支給対象となる。

○【新制度】の対象者とは・・・

- ・生活保護受給世帯
- ・「保護者等（親権者）全員の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯」若しくは「家計急変により以下の基準に相当すると認められる世帯」
  - ア 非課税（0円）である世帯
  - イ 105,500円未満である世帯（アを除く）
  - ウ 182,500円未満である世帯（ア及びイを除く）※全日制・定時制・通信制のみ
  - エ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイを除く）※専攻科のみ

○【旧制度】の対象者とは・・・

- ・生活保護受給世帯
- ・「保護者等（親権者）全員の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯」若しくは「家計急変により以下の基準に相当すると認められる世帯」
  - ア 非課税（0円）である世帯
  - イ 105,500円未満である世帯（アを除く）※専攻科のみ
  - ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイを除く）※専攻科のみ